

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和7年5月16日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、カルシア改質土の品質を確保しつつ、カルシア改質土の混合時間短縮等の課題を解決するため、落下混合工法における最適な混合材料の現場適用に向けた検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得るものである。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) カルシア改質土を用いた混合材に係る研究実績を有していること。
- 2) 混合材としてのPVA（ポリビニルアルコール）や牡蠣殻での強度発現特性、濁り抑制効果、長期安定性などの基礎的な知見を有していること。
- 3) 落下混合工法での攪拌・混合機構を再現した混合器を試作することができ、試作器を用いた室内試験を行うための施設を保有又は使用できること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

カルシア改質土の施工条件を踏まえた所要品質確保に係る研究委託

(2) 業務内容

- ① 混合直後のカルシア改質土の濁り特性の把握
- ② 改質材置換による効果確認及び、添加材の適用性の検討
- ③ 室内試験の実施

(3) 履行期限

令和8年3月16日

3. 業務目的

本業務は、カルシア改質土の品質を確保しつつ、カルシア改質土の混合時間短縮等の課題を解決するため、落下混合工法における最適な混合材料の現場適用に向けた検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得るものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①カルシア改質土を用いた混合材に係る研究実績を有していること。
- ②混合材としてのPVA（ポリビニルアルコール）や牡蠣殻での強度発現特性、濁り抑制効果、長期安定性などの基礎的な知見を有していること。
- ③落下混合工法での攪拌・混合機構を再現した混合器を試作することができ、試作器を用いた室内試験を行うための施設を保有又は使用できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28 庁舎 4 階
中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課
電話：(082) 250-1901 E-mail : hirogicho-soumu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 6 月 6 日（金）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 7 年 6 月 6 日（金）16 時 00 分（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和 7 年 6 月 30 日（月）16 時 00 分
- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができ

るが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

（５）詳細は説明書による。